

開始 (選任) 事件番号 平成・令和 \_\_\_\_\_ 年(家)第 \_\_\_\_\_ 号  
住 所 \_\_\_\_\_  
成年被後見人 \_\_\_\_\_

報 告 書 (信託契約締結)

新潟家庭裁判所 御中

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

成年後見人 \_\_\_\_\_ (印)

下記の内容で信託契約を締結することが相当であると考えますので、報告します。  
記

- 1 利用予定の信託 \_\_\_\_\_ (信託) 銀行の後見制度支援信託
- 2 信託財産 金 \_\_\_\_\_ 円
- 3 信託財産の交付金額 \_\_\_\_\_ か月ごとに金 \_\_\_\_\_ 円  
(定期交付金額) (※ 1・2・3・6 か月のうち、適当な交付間隔を選択すること)
- 4 契約申込日 指示の日から 3 週間以内の日  
(初日不算入、最終日が休日の場合は翌営業日)

---

監督事件番号 令和 \_\_\_\_\_ 年(家)第 \_\_\_\_\_ 号  
(基本事件 平成・令和 \_\_\_\_\_ 年(家)第 \_\_\_\_\_ 号)

指 示 書 (信託契約締結)

職権により、上記報告書のとおり、信託契約を締結することを指示する。

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

新潟家庭裁判所 裁判官

以 上